

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高崎市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和4年11月30日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

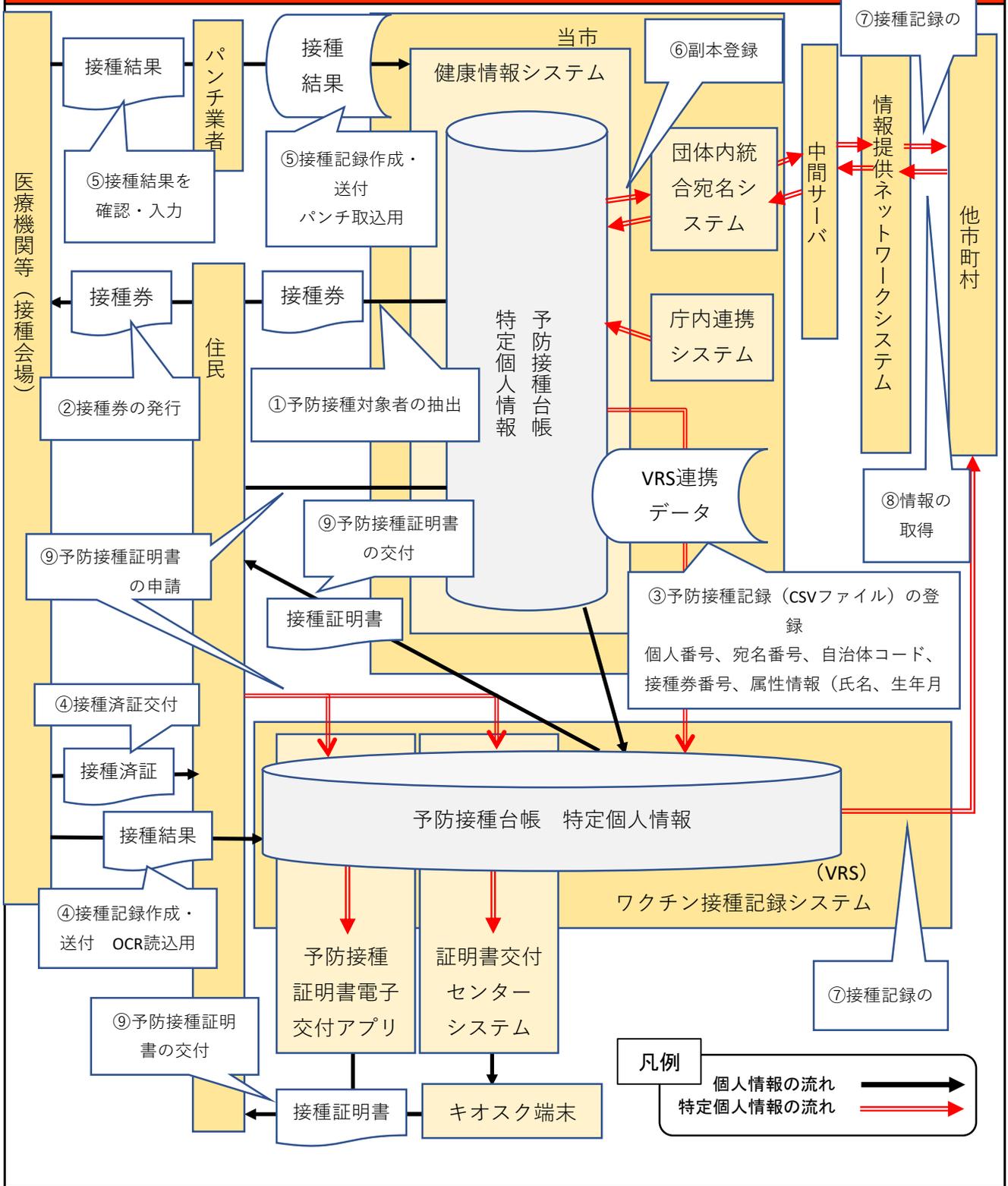


システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	①統合データベース機能：個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する機能。 ②共通管理機能：各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 ( 個別業務システム )
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能：中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能：特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能：特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能：特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信し情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。 ⑨職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能：パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種においては、制度上、接種記録の把握及び証明並びに健康被害救済のため、特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。
②実現が期待されるメリット	対象者の接種状況を把握することで、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・間違い接種(間隔及び回数間違い)を防止できる。</li> <li>・未接種者への勧奨を実施し、感染症の発生及びまん延防止につなげることができる。</li> <li>・健康被害が発生した際、迅速な救済を図ることができる。</li> <li>・接種記録の確認が必要となった場合に、状況に応じて適切な証明を交付することができる。</li> </ul>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(別表第一の10の項)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条</li> <li>・番号法第19条第16号</li> <li>・番号法第19条第6号</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)            (情報提供の根拠) 第12条の2、12条の2の2、第13条            (情報照会の根拠) 第12条の2、12条の3、第13条、13条の2</li> </ul> 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 (情報照会の根拠) 第2条第5号

7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部新型コロナウイルスワクチン接種対策室
②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種対策室長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

①予防接種対象者の抽出

住民基本台帳の情報を基に、予防接種の対象者を抽出する。

②接種券の発行

対象者に対し接種券を作成・発行(又は再発行)する。

③ワクチン接種記録システム(VRS)への登録

接種対象者の特定個人情報及び接種券発行記録をVRSに登録する。

④接種済証の交付、予防接種記録の登録(VRS)

予防接種の実施後、被接種者に接種済証を交付し、接種記録をVRSに登録する。(実施医療機関へ委託)

⑤予防接種記録の登録(健康情報システム)

医療機関等から提出された予診票を基に、健康情報システムに接種記録を入力・管理する。

⑥接種記録データ副本登録(中間サーバ)

他市町村に提供するための接種記録データを副本として登録する。

⑦接種記録の提供(VRS、情報提供ネットワークシステム)

他市区町村からの照会に応じて、接種記録を提供する。

⑧予防接種による健康被害の救済(情報提供ネットワークシステム)

予防接種による健康被害の救済給付を行うため、本人同意のうえ、必要な情報を関係機関に照会する。

⑨予防接種証明書の申請・交付

<高崎市における交付>

被接種者から交付申請に基づき、VRSに登録された接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して、予防接種証明書を紙媒体より作成・交付する。(交付できるのは当市が実施した接種記録のみのため、被接種者本人からの個人番号の入手は不要。)

<予防接種証明書電子交付アプリにおける交付>

アプリにおいて個人番号を入手(マイナンバーカード券面入力補助AP利用)し、必要に応じて旅券関係情報を読み取り(旅券MRZのAI-OCR読み取り)、接種者が申請先として指定する市区町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。

<コンビニエンスストア等のキオスク端末における交付>

キオスク端末から個人番号を入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する市区町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(※)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する。(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す。)※旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者
その必要性	未接種者の把握や接種履歴の確認等の為、必要な特定個人情報を保有。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 旅券関係情報、証明書ID、証明書発行年月日、公金受取口座情報 )</li> </ul>
その妥当性	①個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、予診票記載の情報と突合するため ③業務関係情報:接種記録を適正に管理するため。予防接種接種証明書を適正に交付し、管理するため。健康被害の救済給付の支給を適正に行うため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年2月19日
⑥事務担当部署	保健医療部新型コロナウイルスワクチン接種対策室

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム )								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本情報は随時</li> <li>・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度</li> <li>・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度</li> <li>・予防接種後健康被害救済給付請求の都度</li> <li>・被接種者から接種証明書の交付申請があった場合であって、電子署名及びVRSシステムへの接種記録照会が必要になる都度</li> </ul>								
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・健康被害救済給付のため、被接種者及びその遺族等から請求があった場合のみ入手する。(予防接種法施行規則第10～11条)</li> <li>・接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。(予防接種法附則第7条第1項、法律第9条第1項別表第一の十)</li> </ul>								
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について被接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・庁内連携・情報提供ネットワークシステムからの入手については、番号法及び予防接種法施行規則に基づく。</li> <li>・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>								
⑥使用目的 ※	対象者を正確に特定するため								
	変更の妥当性 -								
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健医療部新型コロナウイルスワクチン接種対策室							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</li> <li>・接種記録の登録・管理を行うために特定個人情報を使用する。</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・健康被害救済給付の手続きを行うために特定個人情報を使用する。</li> <li>・接種証明書の交付の際、対象者を正確に把握し接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>							
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名番号と個人番号の紐付け及び基本4情報により突合する。</li> <li>・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。</li> </ul>							
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種健康被害発生時の給付の決定(国が行う)							

⑨使用開始日

令和3年3月31日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> ( 2 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	健康情報システムの運用保守委託	
①委託内容	健康情報システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
その妥当性	システムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する事業者によるシステムの保守・点検を委託している。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	高崎市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社ジーシーシー	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	特定個人情報ファイル管理業務	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) )	

⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p>&lt;高崎市における措置&gt; 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/照合情報による認証が必要。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>(予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[        5年        ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	予防接種法施行令第6条の2の規定により5年間の保存が定められている。													
③消去方法		<p>&lt;高崎市における措置&gt; 予防接種法施行令第6条の2には、保管期間を過ぎた場合に削除する規定は記載されていないため、データの消去は行っていない。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>												
7. 備考														

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別、住所)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回数
- ・接種年月日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・接種医師

<予防接種証明書の交付に必要な場合のみ>

- ・製品名
- ・ワクチン種類
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)
- ・証明書ID
- ・証明書発行年月日

<健康被害救済給付を公金受け取り口座で受け取る場合のみ>

- ・金融機関コード
- ・金融機関名
- ・店番号
- ・支店名
- ・預貯金種目コード
- ・預貯金種目
- ・口座番号
- ・名義人カナ氏名

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
<b>リスク1： 目的外の入手が行われるリスク</b>	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人等より入手する場合は、本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、身分証明書の提示を受け、必ず本人確認を行う。</li> <li>・統合宛名システムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名コードを指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</li> <li>＜新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付における追加措置＞</li> <li>・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者によって利用可能な機能を制限し、不必要な情報の入手を抑止している。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)等における追加措置＞</li> <li>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</li> <li>個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種システムは住基情報及び生活保護情報との連携処理にて取得する方法のみであるため、対象者以外の情報は入手されない。</li> <li>・委託医療機関及び他自治体から提出された予防接種予診票をシステムへ取り込む際、予診票に記載された4情報等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムに取り込む。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<b>リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク</b>	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDとパスワードによる認証を実施する。また、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> <li>＜予防接種証明書電子交付機能＞</li> <li>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。</li> <li>＜予防接種証明書コンビニ交付＞</li> <li>証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<b>リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</b>	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人等より入手する際は、対面により本人確認資料の提示を受け、健康情報システム及び共通基盤システムの情報との突合を行う</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>(予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</li> <li>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示を受け、番号確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人等から特定個人情報が記載された書類を入手する際は、根拠となる資料との突合を行い、2名以上の職員により記載誤りが無いかを確認する。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>(予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</li> <li>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動入力する仕組みを構築し、不正な個人番号の登録を防止する。</li> </ul>

	動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みであり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。</li> <li>・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムには、業務に関係のない情報を保有しない。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞</li> <li>・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</li> <li>・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行う。</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ID/パスワードの発行管理</li> <li>業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。</li> <li>・失効管理</li> <li>権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。</li> <li>・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)はシステム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的以外にファイルを利用してはならないことを研修により指導している。</li> <li>・情報参照履歴を管理しており、業務外利用した場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導しており、情報漏えい防止セルフチェックシートなどにより、職員に啓発を行っている。</li> <li>・正当な理由がなく第三者へ提供した場合は法及び懲戒処分規定等で処分されることを周知している。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;</p> <p>住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<システムの運用保守> システムの運用等を委託するときは、高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<システムの運用保守> 委託業務に係る主任担当者を選定し、特定個人情報ファイルを閲覧できる作業員数を制限している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                  2) 記録を残していない
具体的な方法	<システムの運用保守> アクセスログによる記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                          2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<システムの運用保守> 業務の目的物を第三者へ譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならないと定められている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<システムの運用保守> 委託実施場所を高崎市庁舎、各支所に限定し、外部へ持ち出すことを禁止している。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                          2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<システムの運用保守> 契約の終了時、若しくは発注者から返還の要求があるときは、直ちに情報資産を含む媒体等を発注者に返却するか、あるいは発注者の立会いのもとで破棄するものとする。また、電子的記録については、復元ができないよう完全に抹消し、発注者の求めに応じて、抹消したことを証明する受注者の責任者が署名した書面を発行するものとする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                          2) 定めていない
規定の内容	<システムの運用保守> 秘密保護の義務にて、高崎市個人情報保護条例及び高崎市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、業務上取り扱う高崎市の情報資産(高崎市情報セキュリティポリシーで定義する情報資産。)を公表、漏洩してはならない、と規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない              4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>特定個人情報の提供・移転を行う場合には担当職員を定めていることと加えて、提供した情報等をシステム上で記録し、提供を認められなかった場合においても記録を残すこととしている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	法律に基づく条例、番号法または個人情報保護条例の規定に基づき、庁内で扱う情報の流出を防いでいる。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・特定の権限者以外は情報照会ができず、また、情報照会の記録が逐一保存される仕組みが確立したシステムを通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止する。</p> <p>・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p> <p>転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>業務システムからは必要な情報のみをとりにいくことしかできないよう、システムで制限をかけているため、誤った情報を流すことはできない。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村では、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市の転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設計・管理する情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が確保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;高崎市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、有人監視、入退館管理、電源設備の冗長化、室温管理、耐震対策、防火措置等を講じた専用の建物に設置し、施錠管理する。</li> <li>・サーバ室への出入口を限定し、ICカード認証と生体認証による入室管理を行う。</li> <li>・監視設備として、監視カメラ等を設置する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所等への入室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;高崎市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを管理する全てのサーバには、ウイルス対策ソフトを導入し、最新版のパターンファイルが適用されるように管理する。</li> <li>・不正アクセス対策として、ファイアウォールを設置する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを管理するサーバとの通信を暗号化する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・  
周知

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	保有する基本4情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されることはない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	①法律、条例等で定められた保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 ②紙媒体については、当市の判断において、裁断・溶解し、廃棄する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p>&lt;高崎市における措置&gt; ・年1回以上、使用部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認する。 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>&lt;高崎市における措置&gt; ・高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、定期的な監査を実施している。 ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p>&lt;高崎市における措置&gt; ・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。 ・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を回覧する。 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。 &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市民部 市民生活課、および各支所地域振興課
②請求方法	高崎市個人情報保護条例の規定に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
特記事項	請求先、請求方法、請求書様式等は、市ホームページに掲載。
③手数料等	[ 有料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> (手数料額、納付方法: 閲覧(視聴)は無料。写しの交付を請求する場合は、情報公開条例施行規則に定める複写実費が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	高崎市個人情報保護条例に基づく、個人情報取扱業務登録書
公表場所	市民部 市民生活課 市民情報センター
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒370-0829 高崎市高松町5番地28 高崎市保健医療部新型コロナウイルスワクチン接種対策室 電話 027-395-6155
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年10月4日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	高崎市パブリックコメント手続実施要綱に基づく意見募集を実施。実施にあたっては、市広報・ホームページに意見募集案内を掲載。期間内は、公表資料を広く閲覧できるよう、情報政策課・市民情報センター・各支所地域振興課へ設置するとともに、ホームページに掲載する。
②実施日・期間	令和3年10月15日(金)～令和3年11月14日(日)・31日間
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	無し
⑤評価書への反映	無し
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年11月25日
②方法	高崎市個人情報保護審議会による審査
③結果	特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、外部委託先における個人情報保護への配慮に係る要望を頂いたほかは、適合性及び妥当性ともに概ね基準を満たしていると判断され、承認された。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	I 2システム5②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	
令和4年10月7日	I 6②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号) (情報提供の根拠) 第12条の2、12条の2の2、第13条 (情報照会の根拠) 第12条の2、12条の3、第13条、13条の2	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号) (情報提供の根拠) 第12条の2、12条の2の2、第13条 (情報照会の根拠) 第12条の2、12条の3、第13条、13条の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(情報照会の根拠) 第2条第5号	事後	
令和4年10月7日	別添1		フロー図を変更	事後	
令和4年10月7日	別添1備考	①予防接種対象者の抽出 住民基本台帳の情報を基に、予防接種の対象者を抽出する。 ②接種券の発行 対象者に対し接種券を作成・発行(又は再発行)する。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者の特定個人情報及び接種券発行記録をVRSに登録する。 ④予防接種記録の登録(VRS) 予防接種の実施後、接種券上のOCRラインを読み込み、接種記録をVRSに登録する。(実施医療機関へ委託) ⑤予防接種記録の登録(健康情報システム) 医療機関等から提出された予診票を基に、健康情報システムに接種記録を入力・管理する。 ⑥接種記録データ副本登録(中間サーバ) 他市区町村に提供するための接種記録データを副本として登録する。 ⑦接種記録の提供(VRS、情報提供ネットワークシステム) 他市区町村からの照会に応じて、接種記録を提供する。 ⑧予防接種による健康被害の救済(情報提供ネットワークシステム) 予防接種による健康被害の救済給付を行うため、本人同意のうえ、必要な情報を関係機関に照会する。 ⑨予防接種証明書の申請・交付 予防接種証明書の交付を希望する市民からの申請に基づき、VRSに登録された接種記録を照会し、予防接種証明書を紙媒体もしくは電子媒体により作成・交付する。	①予防接種対象者の抽出 住民基本台帳の情報を基に、予防接種の対象者を抽出する。 ②接種券の発行 対象者に対し接種券を作成・発行(又は再発行)する。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)への登録 接種対象者の特定個人情報及び接種券発行記録をVRSに登録する。 ④接種済証の交付、予防接種記録の登録(VRS) 予防接種の実施後、接種者に接種済証を交付し、接種記録をVRSに登録する。(実施医療機関へ委託) ⑤予防接種記録の登録(健康情報システム) 医療機関等から提出された予診票を基に、健康情報システムに接種記録を入力・管理する。 ⑥接種記録データ副本登録(中間サーバ) 他市区町村に提供するための接種記録データを副本として登録する。 ⑦接種記録の提供(VRS、情報提供ネットワークシステム) 他市区町村からの照会に応じて、接種記録を提供する。 ⑧予防接種による健康被害の救済(情報提供ネットワークシステム) 予防接種による健康被害の救済給付を行うため、本人同意のうえ、必要な情報を関係機関に照会する。 ⑨予防接種証明書の申請・交付 <高崎市における交付> 接種者から交付申請に基づき、VRSに登録された接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して、予防接種証明書を紙媒体より作成・交付する。(交付できるのは当市が実施した接種記録のみのため、接種者本人からの個人番号の入手は不要)	事後	
令和4年10月7日	II 3①入手元	[ <input type="checkbox"/> ]評価実施期間内の他部署(市民課)	[ <input type="checkbox"/> ]評価実施期間内の他部署(市民課) [ <input type="checkbox"/> ]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事後	
令和4年10月7日	II 2④主な記録項目	その他(ワクチン接種日、回数、メーカー、ロットNo)	[ <input type="checkbox"/> ]健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ]その他(旅券関係情報、証明書ID、証明書発行年月日、公金受け取り口座情報)	事後	
令和4年10月7日	II 2④その妥当性	①個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、予診票記載の情報と突合するため ③業務関係情報:接種記録を適正に管理するため。	①個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、予診票記載の情報と突合するため ③業務関係情報:接種記録を適正に管理するため。予防接種接種証明書を適正に交付し、管理するため。健康被害の救済給付の支給を適正に行うため。	事後	
令和4年10月7日	II 3②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	
令和4年10月7日	II 3③入手の時期・頻度	・住民基本情報は随時 ・転入時に転入元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・予防接種後健康被害救済給付請求の都度 ・接種者から接種証明書の交付申請があった場合であって、電子署名及びVRSシステムへの接種記録照会が必要になる都度	・転入時に転入元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・予防接種後健康被害救済給付請求の都度 ・接種者から接種証明書の交付申請があった場合であって、電子署名及びVRSシステムへの接種記録照会が必要になる都度	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	II 3④ 入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・健康被害救済給付のため、被接種者及びその遺族等から請求があった場合のみ入手する。(予防接種法施行規則第10～11条)</li> <li>・接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。(予防接種法附則第7条第1項、法律第9条第1項別表第一の十)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・健康被害救済給付のため、被接種者及びその遺族等から請求があった場合のみ入手する。(予防接種法施行規則第10～11条)</li> <li>・接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。(予防接種法附則第7条第1項、法律第9条第1項別表第一の十)</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	II 3⑤ 本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>被接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>接種証明書の交付に必要な場合は本人から入手する。</li> <li>庁内連携・情報提供ネットワークシステムからの入手については、番号法及び予防接種法施行規則に基づく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について被接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・庁内連携・情報提供ネットワークシステムからの入手については、番号法及び予防接種法施行規則に基づく。</li> <li>・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	II 3⑧ 使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・接種券発行対象者を正確に把握するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・接種記録の登録・管理を行うために特定個人情報を使用する。</li> <li>・健康被害救済給付の手続きを行うために特定個人情報を使用する。</li> <li>・接種証明書電子申請の際、対象者を正確に把握するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</li> <li>・接種記録の登録・管理を行うために特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・健康被害救済給付の手続きを行うために特定個人情報を使用する。</li> <li>・接種証明書の交付の際、対象者を正確に把握し接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	II 3⑧ 情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名番号と個人番号の紐付け及び基本4情報により突合する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</li> <li>(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名番号と個人番号の紐付け及び基本4情報により突合する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	II 4 委託事項① 委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年10月7日	II 4 委託事項② その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	
令和4年10月7日	II 4 委託事項④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(LG-WAN回線を用いた提供)	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	II 6①保管場所	<p>&lt;高崎市における措置&gt; 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/照合情報による認証が必要。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>	<p>&lt;高崎市における措置&gt; 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/照合情報による認証が必要。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>(予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	事後	
令和4年10月7日	II 6③消去方法	<p>&lt;高崎市における措置&gt; 予防接種法施行令第6条の2には、保管期間を過ぎた場合に削除する規定は記載されていないため、データの消去は行っていない。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用付ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。</p> <p>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	<p>&lt;高崎市における措置&gt; 予防接種法施行令第6条の2には、保管期間を過ぎた場合に削除する規定は記載されていないため、データの消去は行っていない。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。</p> <p>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>		
令和4年10月7日	別添2	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号</li> <li>・宛名番号</li> <li>・自治体コード</li> <li>・接種券番号</li> <li>・属性情報(氏名、生年月日、性別、住所)</li> <li>・接種状況(実施/未実施)</li> <li>・接種回数(1回/2回)</li> <li>・接種年月日</li> <li>・ワクチンメーカー</li> <li>・ワクチン名</li> <li>・ロット番号</li> <li>・接種医師</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)</li> <li>・証明書ID</li> <li>・証明書発行年月日</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号</li> <li>・宛名番号</li> <li>・自治体コード</li> <li>・接種券番号</li> <li>・属性情報(氏名、生年月日、性別、住所)</li> <li>・接種状況(実施/未実施)</li> <li>・接種回数</li> <li>・接種年月日</li> <li>・ワクチンメーカー</li> <li>・ロット番号</li> <li>・接種医師</li> </ul> <p>&lt;予防接種証明書の交付に必要な場合のみ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品名</li> <li>・ワクチン種類</li> <li>・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)</li> <li>・証明書ID</li> <li>・証明書発行年月日</li> </ul> <p>&lt;健康被害救済給付を公金受け取り口座で受け取る場合のみ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関コード</li> <li>・金融機関名</li> <li>・店番号</li> <li>・支店名</li> <li>・預貯金種目コード</li> <li>・預貯金種目</li> <li>・口座番号</li> <li>・名義人カナ氏名</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	Ⅲ2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人等より入手する際には、身分証明書の提示を受け、必ず本人確認を行う。</li> <li>・統合宛名システムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名コードを指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人等より入手する場合は、本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、身分証明書の提示を受け、必ず本人確認を行う。</li> <li>・統合宛名システムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名コードを指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</li> <li>＜新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付における追加措置＞</li> <li>・交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	Ⅲ2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者によって利用可能な機能を制限し、不要な情報の入手を抑止している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者によって利用可能な機能を制限し、不要な情報の入手を抑止している。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)等における追加措置＞</li> <li>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</li> <li>個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	Ⅲ2リスク2 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDとパスワードによる認証を実施する。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようアクセス制御している。</li> <li>＜予防接種証明書電子交付機能＞</li> <li>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>＜予防接種証明書コンビニ交付＞</li> <li>証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDとパスワードによる認証を実施する。また、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようアクセス制御している。</li> <li>＜予防接種証明書電子交付機能＞</li> <li>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>＜予防接種証明書コンビニ交付＞</li> <li>証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	Ⅲ2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人等より入手する際には、対面により本人確認資料の提示を受け、健康情報システム及び共通基盤システムの情報との突合を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人等より入手する際は、対面により本人確認資料の提示を受け、健康情報システム及び共通基盤システムの情報との突合を行う</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>(予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</li> <li>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人等から特定個人情報が記載された書類を入手する際は、根拠となる資料との突合を行い、2名以上の職員により記載誤りが無いかを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人等から特定個人情報が記載された書類を入手する際は、根拠となる資料との突合を行い、2名以上の職員により記載誤りが無いかを確認する。</li> <li>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</li> <li>(予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</li> <li>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;            入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;            入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。            (予防接種証明書電子交付機能)            電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。            (予防接種証明書コンビニ交付)            キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。            また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	事後	
令和4年10月7日	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<p>ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。</p>	<p>ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。            &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;            ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	事後	
令和4年10月7日	Ⅲ3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。            ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。            ・当市区町村からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。            ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。            ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。            ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。            ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。            ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。            ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	事後	
令和4年10月7日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	<p>&lt;システムの運用保守&gt;            システムの運用等を委託するときは、高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。            &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;            当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。            ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限            ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録            ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール            ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定            ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>&lt;システムの運用保守&gt;            システムの運用等を委託するときは、高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。            &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;            当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。            ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限            ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録            ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール            ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定            ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保            ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護</p>	事後	
令和4年10月7日	Ⅲ5リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>・特定の権限者以外は情報照会ができず、また、情報照会の記録が逐一保存される仕組みが確立したシステムを通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止する。            ・転出元市区町村への個人番号の提供            当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p>・特定の権限者以外は情報照会ができず、また、情報照会の記録が逐一保存される仕組みが確立したシステムを通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止する。            ・他市区町村への個人番号の提供            当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。            転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	Ⅲ5リスク3 リスクに対する措置の内容	業務システムからは必要な情報のみをとりにいくことしかできないよう、システムで制限をかけているため、誤った情報を流すことはできない。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない 仕組みとなっている。	業務システムからは必要な情報のみをとりにいくことしかできないよう、システムで制限をかけているため、誤った情報を流すことはできない。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	
令和4年10月7日	Ⅲ5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市の転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	
令和4年10月7日	Ⅲ7リスク1⑤ 具体的な対策の内容	＜高崎市における措置＞ ・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、有人監視、入退館管理、電源設備の冗長化、室温管理、耐震対策、防火措置等を講じた専用の建物に設置し、施錠管理する。 ・サーバ室への出入口を限定し、ICカード認証と生体認証による入退室管理を行う。 ・監視設備として、監視カメラ等を設置する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	＜高崎市における措置＞ ・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、有人監視、入退館管理、電源設備の冗長化、室温管理、耐震対策、防火措置等を講じた専用の建物に設置し、施錠管理する。 ・サーバ室への出入口を限定し、ICカード認証と生体認証による入退室管理を行う。 ・監視設備として、監視カメラ等を設置する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	
令和4年10月7日	Ⅲ7リスク1⑥ 具体的な対策の内容	＜高崎市における措置＞ ・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置する。 ・特定個人情報ファイルを管理する全てのサーバには、ウイルス対策ソフトを導入し、最新版のパターンファイルが適用されるように管理する。 ・不正アクセス対策として、ファイアウォールを設置する。 ・特定個人情報ファイルを管理するサーバとの通信を暗号化する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 個人番号が含まれる領域はインターネットから	＜高崎市における措置＞ ・特定個人情報ファイルを管理するサーバは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置する。 ・特定個人情報ファイルを管理する全てのサーバには、ウイルス対策ソフトを導入し、最新版のパターンファイルが適用されるように管理する。 ・不正アクセス対策として、ファイアウォールを設置する。 ・特定個人情報ファイルを管理するサーバとの通信を暗号化する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 個人番号が含まれる領域はインターネットから	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	IV1①具体的なチェック方法	<p>&lt;高崎市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上、使用部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認する。</li> <li>・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。</li> </ul>	<p>&lt;高崎市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上、使用部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認する。</li> <li>・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	IV1②具体的な内容	<p>&lt;高崎市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、定期的な監査を実施している。</li> <li>・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</li> </ul>	<p>&lt;高崎市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、定期的な監査を実施している。</li> <li>・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	IV2具体的な方法	<p>&lt;高崎市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。</li> <li>・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を回覧する。</li> </ul> <p>・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	<p>&lt;高崎市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。</li> <li>・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を回覧する。</li> </ul> <p>・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	IV3	<p>・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	<p>・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	VI1①実施日	令和3年9月1日	令和4年10月4日	事後	